

平成 28 年度 (2016 年度)
日本小児アレルギー学会役員 (評議員・監事・理事) 選挙実施のお知らせ

正会員 各位

2017 年 3 月
日本小児アレルギー学会
選挙管理委員会

日本小児アレルギー学会会則第四章および会則施行細則役員選出方法に関する規程に基づき、平成 28 年度日本小児アレルギー学会役員 (評議員・監事・理事) 選挙を以下の日程、要領により実施することを公示いたします。

選挙管理委員会は 2016 年 10 月 9 日開催の平成 28 年度日本小児アレルギー学会総会において承認され、委員長：赤澤 晃、委員：長尾みづほの 2 名で構成されています。(敬称略)

尚、立候補届は本誌および学会 Web サイト (<http://www.jspaci.jp/>)、選挙権者名簿は同封の冊子および学会 Web サイトに掲載しておりますので、ご参照ください。

記

評議員・監事選挙について

【日 程】

2017 年 3 月 1 日	地区別会員数から役員定数の確定
3 月 21 日頃	選挙公示、定数公示 (学会 Web サイト、学会誌第 31 巻第 1 号)
3 月 31 日～4 月 28 日	評議員・監事 立候補届受付期間 (締切日必着)
5 月 15 日	※評議員・監事 選挙投票用紙を選挙権者に発送、選挙開始
6 月 12 日	※評議員・監事 選挙投票締切 (締切日必着)
6 月 14 日	※評議員・監事 選挙開票、当選者確定
6 月 21 日	※評議員・監事 選挙開票結果の公示 (学会 Web サイト)

※評議員・監事いずれも候補者の数が定数を超えた場合のみ

【監事選挙】

監事選挙は、会則施行細則役員選出方法に関する規程第四章に規定するところによります。

選挙権者	2017年1月1日における正会員で2月20日時点で平成28年度移行期（2016年1月1日～8月31日）会費完納者※※、および1月1日現在において登録されている当該年度入会の正会員といたします（正会員に名誉会員は含まれません）。
被選挙権者	2017年1月1日における正会員で、選出時（6月14日）70歳未満、平成28年度移行期会費完納者※※ また、日本小児アレルギー学会正会員として引続き5年以上在籍した者で 1. 自ら候補者となろうとする者または2. 本会正会員2名の推薦をうけた者に加え、次のいずれかを満たす者とする。 3. 日本小児アレルギー学会評議員歴3期以上 4. 日本小児アレルギー学会理事歴1期以上 *評議員と重複して立候補できません。
選出方法	監事は、候補者の中から正会員（選挙権者）の選挙により選出されます。
定数	2名

※※平成28年度移行期（2016年1月1日～8月31日）までの会費未納による選挙権・被選挙権の喪失について

選挙権者・被選挙権者は、選挙が行われる年度の1月1日現在において登録されている本会正会員で、2月20日までに平成28年度移行期までの会費を完納している者、および1月1日現在において登録されている当該年度入会の正会員といたします。

2017年3月1日で選挙権・被選挙権を確定しておりますので、2月20日以降会費の納入があっても選挙権・被選挙権は認められません。

理事選挙について

【日 程（予定）】

6月評議員選挙終了後	評議員選出通知および理事選挙投票用紙を新評議員に発送
7月24日	理事選挙投票締切（締切日必着）
7月26日	理事選挙開票、当選者確定
8月1日	理事選挙開票結果の公示（学会 Web サイト）
8月4日	新理事へ選出通知の発送
8月29日 or 30日 18:00～19:00	第14期第1回理事会開催、理事長選挙実施

【理事選挙】

理事の選出は、会則施行細則役員選出方法に関する規程第二章に規定するところによります。

選挙権者	選挙の行われる年度に選出された評議員とします。
被選挙権者	選挙に行われる年度に選出された評議員とします。
定数および選出方法	理事は評議員の中から評議員の選挙により選出されます。理事の定数は20名以内とし、定数を選挙管理委員会が地区別に比例配分し、各地区別の評議員の中から全評議員によって各地区の理事を選出します。

以上